

伊佐市スポーツ合宿等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市でスポーツ及び文化芸術の活動のため宿泊する（以下「合宿等」という。）者に対し、補助金を交付することについて伊佐市補助金等交付規則（平成20年伊佐市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、合宿等を行う市外の団体又は個人とする。

(交付要件)

第3条 交付要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の公共施設を利用して活動が行われるものであること。
- (2) 国及び地方公共団体が主催又は共催する大会への参加を目的としないものであること。
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定する旅館業を営む市内の施設に宿泊するものであること。
- (4) 営利又は政治的若しくは宗教的活動を目的としないものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1回の合宿等において延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、スポーツ合宿等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 合宿等の内容を証する書類
- (2) 宿泊を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、合宿等が完了した日から15日以内とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、スポーツ合宿等補助金交付決定及び交付確定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた者は、スポーツ合宿等補助金交付請求書（第3号様式）により請求するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

伊佐市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

年度スポーツ合宿等補助金交付申請書

年 月 日付けで届け出た 年度スポーツ合宿等が完了したので、
下記のとおり補助金を交付くださるよう、伊佐市スポーツ合宿等補助金交付要綱第5条
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 合宿等の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 関係書類
 - (1) 合宿等の内容を証する書類
 - (2) 宿泊を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

伊佐市長

印

年度スポーツ合宿等補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度スポーツ合宿等補助金について、伊佐市スポーツ合宿等補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

交付決定及び交付確定額 金 円

年 月 日

伊佐市長 様

請求者 所在地

団体名

代表者氏名

㊞

年度スポーツ合宿等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定及び交付確定通知書に基づき、年度スポーツ合宿等補助金を交付くださるよう、伊佐市スポーツ合宿等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 本所・支所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		